

# 社会福祉法人愛善会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 愛善会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬)

第2条 役員等には、理事会・評議員会、評議員選任・解任委員会及び理事長が承認した法人業務の執行等により出席した場合、報酬を支給する。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員等には支給しない。

## (報酬の額)

第3条 報酬の額は、1回につき5,000円とする。

## (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## 附 則

- 1 この規程は、平成29年6月15日から施行することとし、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、令和元年6月26日から施行することとし、令和元年4月24日から適用する。